

決算事務手続きと

会計処理の留意点

4月に入り多くの組合では、決算書の作成や総会準備で一番忙しい時期を迎えているかと思えます。そこで、組合特有の会計処理を含め、決算事務手続きのポイント等について紹介します。

決算事務の手順

組合は、事業年度が終了すると、諸帳簿の締切り、組合員名簿の整理などを行い、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）及び事業報告書を作成します。

作成された決算関係書類等は、監事の監査を経て、理事会の承認を得た後、通常総会に提出します。また、総会の開催に当たっては、事業計画案、収支予算案、その他総会に提出する議案も理事会で決定し、各議案をまとめて議案書として作成します。

決算関係書類作成の留意点

■事業報告書

事業報告書は、「事業活動の概況

に関する事項」「運営組織の状況に関する事項」「その他組合の状況に関する重要な事項」の3つの項目をもつて作成します。

さらに、それぞれの項目には組合法施行規則（団体法等も同様）に示されている具体的な事項を記載します。

なお、組合法施行規則に示されている事項以外に、組合として記載すべきと考える事項を追加することは差し支えありません。

■財産目録

・「差引正味財産」から「正味資産」へ表示が変更されています。

・土地等を所有する組合では、時価評価で組合員の持分計算をする必要があるため、注釈として時価による正味資産を付記す

ることが望まれます。

■貸借対照表

・「資本の部」から「純資産の部」へ表示が変更されています。

・年度末に脱退者がいるときは、その出資金を未払金に振替え、事業報告書の期末出資金に合致させます。また、前期から出資金を変更している場合は、年度末から4週間以内に変更登記が必要です。

■損益計算書

・教育情報費用繰越金の戻入は任意となり、前期繰越金を戻入せず積立てることも可能です。

・事業収益、賦課金等収入、事業費用、一般管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失に区分し、それぞれの項目はさらに細分して表示することが

義務付けられています。

・事業総損益金額、事業損益金額、経常損益金額、税引前当期純損益金額、当期純損益金額を示すことが義務付けられています。

■剰余金処分案又は損失処理案

・当期純利益で前期繰越剰余もある場合又は当期純利益が前期繰越欠損を超える場合は、剰余金処分案を作成します。それ以外の場合は、損失処理案を作成します。

●●●●● 損益計算書における計算の流れ ●●●●●

- ① 事業総損益金額＝
(事業収益) + (賦課金等収入) - (事業費用)
- ② 事業損益金額＝
(事業総損益金額) - (一般管理費)
- ③ 経常損益金額＝
(事業損益金額) + (事業外収益) - (事業外費用)
- ④ 税引前当期純損益金額＝
(経常損益金額) + (特別利益) - (特別損失)
- ⑤ 当期純損益金額＝税引前当期純損益金額 - 税等

- ・ 剰余金処分は、組合法の規定により利益準備金、教育情報費用繰越金、定款規定により特別積立金を積立てることが義務付けられています。

- ・ 出資配当、利用分量配当は、右記の積立てを行った後でなければ行えません。

- ・ 利用分量配当は、事業利益を配当（還元）することを目的としているため、事業以外で得た利益は配当できません。

- ・ 監事へ決算関係書類を提出する旨の文言と理事長の記名押印は不要です。

■監査報告書

- ・ 監事の監査を会計監査に限定している組合は、その旨を監査報告書に記載します。

決算事務の留意点

- ・ 期末における決算整理事項には、たな卸（貯蔵品）、未収・未払・売掛・買掛の計上（発生主義）、減価償却、持分チェック、各種引当金（退職・賞与・貸倒）、不良債権の検討、費用配賦表の作成などがあります。
- ・ 期末に未収賦課金がある場合には、未収金として処理します。

事業年度終了後、総会開催までの事務フロー図

- 1 決算日（事業年度末日）.....
- 2 決算整理・決算関係書類、事業報告書の作成 4週間以内
- 3 出資総口数及び払込済出資総額の変更の登記.....
- 4 決算関係書類、事業報告書の作成完了
- 5 決算関係書類、事業報告書を監事へ提出
- 6 監査報告の受理
- 7 理事会招集通知の発出.....
- 8 理事会の開催.....
 〈議案〉①決算関係書類等の承認について
 ②総会開催日時及び場所について
 ③総会提出議案について
- 9 理事会の終了
 〈事務〉議事録の作成及び議長、出席理事（出席監事）の記名押印
- 10 決算関係書類等の主たる事務所における備置き.....
- 11 通常総会招集通知の発出並びに決算関係書類等の提供.....
 中10日
- 12 通常総会の開催.....
 〈議案〉①決算関係書類の承認の件
 ②事業計画・収支予算決定の件、他

なお、減免する場合は、機関決定を行う必要があります。

- ・ 脱退者に対する持分の払戻しの計算は、時価で行います。払戻金額は、定款規定により、次の3通りの方法があります。

①出資額限度
 額面と時価の少額の方を払い戻します。

②簿価限度
 簿価と時価の少額の方を払い戻します。

③全額
 時価で全額を払い戻します。

- ・ 出資配当を行う場合は、年1割以内（企業組合は2割）となります。期中に加入した組合員は、日割か月割で計算します。

任意脱退者は、3月末まで組合員なので配当する必要があります。法定脱退者は3月末時点で組合員ではないので配当しません。

- ・ 利用分量配当を行った場合は、税務申告書上で、所得から減算することができます。